【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年２月10日
【四半期会計期間】	第112期第３四半期（自 平成22年10月１日 至 平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社淀川製鋼所
【英訳名】	Yodogawa Steel Works,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　國保 善次
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区南本町四丁目１番１号
【電話番号】	０６（６２４５）１１１３
【事務連絡者氏名】	経理部長　林 真生
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新富一丁目３番７号（東京支社）
【電話番号】	０３（３５５１）１１７１
【事務連絡者氏名】	東京支社総務部　桑原 敬二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号） 株式会社淀川製鋼所東京支社 （東京都中央区新富一丁目３番７号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次	第111期 第３四半期連結 累計期間	第112期 第３四半期連結 累計期間	第111期 第３四半期連結 会計期間	第112期 第３四半期連結 会計期間	第111期
会計期間	自 平成21年 ４月１日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 ４月１日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月１日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月１日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 ４月１日 至 平成22年 ３月31日
売上高（百万円）	96,897	107,127	34,274	35,180	132,418
経常利益（百万円）	820	4,402	1,185	188	2,846
四半期純利益又は四半期（当期）純損失（△）（百万円）	△3,661	2,150	554	767	△3,296
純資産額（百万円）	―	―	141,000	139,019	143,339
総資産額（百万円）	―	―	175,894	173,748	179,913
１株当たり純資産額（円）	―	―	780.61	793.03	790.30
１株当たり四半期純利益金額又は四半期（当期）純損失金額（△）（円）	△22.10	13.09	3.35	4.74	△19.89
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	―	13.07	3.34	4.73	―
自己資本比率（％）	―	―	73.5	73.1	72.8
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	5,169	6,157	―	―	8,890
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△3,863	△1,620	―	―	△4,690
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△2,195	△3,637	―	―	△2,199
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高（百万円）	―	―	23,806	27,459	26,690
従業員数（人）	―	―	2,214	2,187	2,193

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含んでおりません。
３．第111期第３四半期連結累計期間及び第111期の潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり四半期（当期）純損失であるため記載しておりません。

２【事業の内容】

当第３四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

３【関係会社の状況】

当第３四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

４【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	2,187

（注） 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	1,310

（注） 従業員数は就業人員であります。

第２【事業の状況】

１【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第３四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）	前年同四半期比（%）
鋼板関連事業（百万円）	32,090	－
ロール事業（百万円）	1,275	－
グレーチング事業（百万円）	855	－
不動産事業（百万円）	－	－
報告セグメント計（百万円）	34,221	－
その他（百万円）	17	－
合計（百万円）	34,239	－

（注）１．金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
２．上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第３四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同四半期比（%）	受注残高（百万円）	前年同四半期比（%）
鋼板関連事業	32,828	－	15,451	－
ロール事業	1,595	－	3,202	－
グレーチング事業	907	－	174	－
不動産事業	252	－	－	－
報告セグメント計	35,585	－	18,828	－
その他	858	－	312	－
合計	36,443	－	19,141	－

（注）　上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第３四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）	前年同四半期比（%）
鋼板関連事業（百万円）	32,017	－
ロール事業（百万円）	1,233	－
グレーチング事業（百万円）	891	－
不動産事業（百万円）	252	－
報告セグメント計（百万円）	34,395	－
その他（百万円）	784	－
合計	35,180	－

（注）１．セグメント間の取引については相殺消去しております。
２．前第３四半期連結会計期間及び当第３四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第３四半期連結会計期間 （自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日）		当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）	
	金額（百万円）	割合（%）	金額（百万円）	割合（%）
㈱佐渡島	6,653	19.4	6,873	19.5

３．上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第３四半期連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第３四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第３四半期連結会計期間におけるわが国経済は、設備投資・住宅投資に持ち直しが窺われるものの、エコカー補助金の終了、家電エコポイント制度の段階的縮小、アジア向け輸出の減少などにより翳りの色合いを深めたものとなりました。

国内鉄鋼業界におきましては、粗鋼生産量は第２四半期の2,735万トンから第３四半期2,767万トンと僅かながらも増加しましたが、原材料価格の上昇、円高による競争条件の悪化など極めて厳しい環境下にあります。

このような状況のもと、当第３四半期連結会計期間の売上高は35,180百万円となり、前年同期と比べ906百万円の増収となりましたが、営業利益は74百万円（対前年同期913百万円減）、経常利益は188百万円（同 996百万円減）となりました。なお、四半期純利益は、第２四半期連結累計期間で計上していた投資有価証券評価損の戻入による影響等により、767百万円（対前年同期213百万円増）となりました。

事業の種類別セグメント毎の状況は以下のとおりです。

① 鋼板関連事業

売上高は32,017百万円、営業損失は１百万円であります。

当社グループ鋼板関連事業につきましては、国内においては建築需要の低迷が続いており、販売価格も下落傾向にあります。海外では、特に台湾の子会社センユースチールカンパニーリミテッドにおきましては、当第３四半期連結会計期間に、主原材料価格が高騰するなかで、世界的な鋼材市況の悪化を受け販売価格は下落するという極めて厳しい環境下にありました。

建材商品、エクステリア商品につきましては、新設住宅着工戸数、非住宅着工床面積の低迷、消費意欲の減退という厳しい事業環境下、「安全」「安心」「環境」「景観」をキーワードに販売活動を展開し、概ね前年同期の水準を維持しました。

② ロール事業

売上高は1,233百万円、営業利益は111百万円であります。

ロール事業につきましては、鉄鋼業向け熱延用ロールは、厳しい価格競争にさらされておりますが、海外需要の取り込みという観点では成果を得ることができました。

③ グレーチング事業

売上高は891百万円、営業損失は３百万円であります。

グレーチング事業につきましては、高機能商品の販売比率を高めることにより、長引く公共事業投資の削減による市場規模縮小と販売競争の激化に対処しておりますが、販売量・売上高ともに低迷しました。

④ 不動産事業

売上高は252百万円、営業利益は204百万円であります。

不動産事業につきましては、引き続き底堅く推移しております。

⑤ その他事業

売上高は784百万円、営業利益は38百万円であります。

その他事業につきましては、コスト削減・業務の効率化に注力し、倉庫業の業績に改善が見られました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第３四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前年同四半期連結会計期間末に比べ、3,653百万円増加し、27,459百万円になりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第３四半期連結会計期間における、営業活動による資金の増加は、3,007百万円（前年同期は3,951百万円の支出）となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純利益の計上（724百万円）、減価償却費（1,408百万円）、賞与引当金の減少（△512百万円）、投資有価証券評価損（△566百万円）、たな卸資産の減少額（1,569百万円）、仕入債務の減少額（△576百万円）等の差し引きによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第３四半期連結会計期間における、投資活動による資金の支出は1,259百万円（前年同期比27.4%減）となりました。

これは主に、定期性預金の預入による支出（△197百万円）、有形固定資産の取得（△557百万円）、投資有価証券の取得による支出（△541百万円）等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第３四半期連結会計期間における、財務活動による資金の支出は2,056百万円（前年同期比7.1%減）となりました。

これは主に、短期借入金の純減額（△228百万円）、自己株式の取得（△1,001百万円）、配当金の支払額（△821百万円）等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき問題

当第３四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、当社の経営にあたっては、鋼板表面処理・電炉鋳造に関する永年に亘る技術の蓄積と経験、並びに当社の取引先及び従業員等のステークホルダーのみならず、当社グループが事業を行っている国・地域におけるビジネスパートナー及びその従業員との間に築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する充分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできないものと考えております。

また、新たな基礎技術を研究開発して商品化するまでに相当な期間を要する製造業においては、特に、目先の利益追求ではなく、腰を据えた改善の積み重ねを進めていくという、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、株主の皆様全体の利益、同時に当社のユーザーである取引先等の皆様の利益に繋がるものと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株式の大量取得行為や買収提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、会社の支配権の移転を伴う当社株式の大量取得行為や買収提案の中には、長期的経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを目的としたもの、また株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買収方法等が不当・不明確であるなど、企業価値及び会社の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

ついては、当社株式の大量取得行為や買収提案がなされた場合は、当該大量取得行為や買収提案に応じるべきか否かを当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を株主の皆様に提案するために必要な情報や時間を確保し、その判断のために必要かつ十分な情報を事前に提供することにより、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するために合理的な枠組みとして、当社株式の大量取得行為や買収提案に関する対応方針が必要であると考えております。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは価値観の共有化を一層推進するため、「新しい個性を持った価値の創造」を基本理念に掲げ、社会から信頼され、必要とされる存在価値のある企業を目指して、企業理念の改定を行いました。この「新しい個性を持った価値」とは、株主と顧客から信頼され期待される機能の創造（事業価値）、必要とされるベストメーカーとしての持続力（存続価値）、変革挑戦し成長する社員一人ひとりの個性（社員価値）、社会・自然環境と調和し共生への努力（社会価値）であります。当社グループ内において、これらの価値観を共有することは、必ずや企業価値向上に資するものと考えております。

今後の当社企業価値向上への取組みといたしましては、既存市場の深耕、新規市場の開拓、新商品開発を継続するとともに、国内外における事業領域の拡大、顧客満足度のレベルアップ、当社株価適正化を含めた資本政策の強化等を推進していくこととし、組織改善も視野に入れた施策を実施していく所存であります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されていることを防止するための
取組み

当社は、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定を支配されることを防止する取組みとして、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を策定しております。

本プランの概要は以下のとおりです。

イ）本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為がなされた場合を、その適用対象とし、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

ロ）大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に所定の内容を明示した意向表明書を提出いただきます。かかる意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

ハ）取締役会による評価・検討

当社取締役会は大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、取締役会評価検討期間（原則として最長90日間を上限とします。）を設定し、この期間内に大規模買付者から取得した意向表明書及び情報を評価、検討し、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から意見をとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者と交渉し、代替案の提示等を行います。なお、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

二）独立委員会の設置

本プランを適切に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排除するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は３名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役及び外部の有識者のいずれかに該当する者より選任いたします。

ホ）大規模買付者に対する対応方針等

大規模買付者が本プランを遵守し、かつ、当社取締役会が大規模買付者の買付提案が当社の企業価値又は株主共同の利益を害さないと判断した場合には対抗措置はとりません。本プランに定める手続きを遵守しない場合、または大規模買付者による買付が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められた場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、一定の対抗措置をとる場合があります。具体的対抗措置は、取締役会がその時点で、最も適切と判断したものを選択することとします。

具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合には、議決権割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けます。なお、当社が、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがありますが、これらの場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の被害をこうむる可能性があります。

ヘ）本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年７月31日までとなっております。

但し、平成23年６月に開催される当社第112期定時株主総会において選任される取締役（全取締役任期１年、毎年改選）が、有効期限までに開催される当社取締役会において、本プランを継続することを決定した場合、かかる有効期限は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認められる事項について、速やかに開示を行います。

④本プランに対する判断及びその理由

以下の理由から、本プランは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ）本プランは、株主皆様の意思を反映する内容となっており、また、当社定款上取締役の任期は１年でありますので、当社取締役の選任を通じて当該買付者を含めた株主の皆様の意向を示していただくことが可能であります。なお、当社株主総会における取締役選任議案の付議に際しては、各取締役候補者の本プランの継続に関する賛否を議決権行使のための参考書類に記載することとしております。

ロ）当社は、取締役の任期に期差任期制を採用していないため、対抗措置の発動を阻止するために時間がかかるものではありません。

ハ）当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役、社外監査役及び弁護士等、社外の有識者によって構成される独立委員会の客観的な判断を最大限に尊重して対抗措置の発動・不発動を決定することとしております。

ニ）本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動できないため、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

(4）研究開発活動

当第３四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、114百万円であります。なお、当第３四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5）経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

足元、世界経済は一時的な景気の後退あるいは停滞局面から立ち直りつつあると考えられます。

鉄鉱石、原料炭の逼迫と米国経済の復調や春慶節後の中国の鋼材需要の高まりが見込まれることから、海外の鋼材価格は上昇の方向にあります。しかしながら、国内の鋼材需給については目立った改善は見られず、第４四半期におきましても厳しい経営環境が継続すると思われ、当社グループの業績への反映は次年度以降になると想定しております。

(6）資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、当第３四半期連結会計期間では、たな卸資産の減少（△1,647百万円）、有価証券の減少（△391百万円）等により流動資産は2,079百万円の減少となりました。固定資産については有形固定資産の減少（△1,307百万円）、投資有価証券の増加（2,511百万円）等により1,284百万円の増加となりましたが、総資産は794百万円減少の173,748百万円となりました。

(7）経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、国内及び世界の鉄鋼業並びに鉄鋼市場が大きく構造変化する中、当社の自主自立の経営方針を維持しつつ、鋼板事業を主体として基礎的収益力の強化、企業経営体制の改革を行うなど、企業価値向上のための施策を継続して実施する必要があります。当社の各事業はその独立性維持と並立して、相互に補完しあい一体として機能することでの相乗効果によって、より高い企業価値が創造されることを目指しております。

第３【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第３四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第３四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	753,814,067
計	753,814,067

②【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数（株）（平成22年12月31日）	提出日現在発行数（株）（平成23年２月10日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	184,186,153	184,186,153	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部）	単元株式数1,000株
計	184,186,153	184,186,153	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年６月29日定時株主総会決議

	第３四半期会計期間末現在（平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成16年７月13日 至 平成36年６月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。 (2) 上記(1) にかかわらず、平成35年６月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成35年６月30日より新株予約権を行使できるものとする。 (3) 各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

② 平成17年６月29日定時株主総会決議

	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	28,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成17年７月15日 至 平成37年６月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。 (2) 上記(1) にかかわらず、平成36年６月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成36年６月30日より新株予約権を行使できるものとする。 (3) 各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

③ 平成18年７月14日取締役会決議

	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	37
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	37,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成18年８月１日 至 平成38年６月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。 (2) 上記(1) にかかわらず、平成37年６月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成37年６月30日より新株予約権を行使できるものとする。 (3) 各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

④ 平成19年７月17日取締役会決議

	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	29
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	29,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成19年８月２日 至 平成39年６月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。 (2) 上記(1) にかかわらず、平成38年６月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成38年６月30日より新株予約権を行使できるものとする。 (3) 各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

⑤ 平成20年７月15日取締役会決議

	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	54
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	54,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年７月31日 至 平成40年６月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。 (2) 上記(1) にかかわらず、平成39年６月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成39年６月30日より新株予約権を行使できるものとする。 (3) 各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

⑥ 平成21年７月15日取締役会決議

	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	69
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	69,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年７月31日 至 平成41年６月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。 (2) 上記(1) にかかわらず、平成40年６月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成40年６月30日より新株予約権を行使できるものとする。 (3) 各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

⑦ 平成22年７月14日取締役会決議

	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	102
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	102,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年７月30日 至 平成42年６月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。 (2) 上記(1) にかかわらず、平成41年６月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成41年６月30日より新株予約権を行使できるものとする。 (3) 各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高（百万円）
平成22年10月１日～平成22年12月31日	－	184,186	－	23,220	－	5,805

（６）【大株主の状況】
大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第３四半期会計期間において、大株主の異動は、把握しておりません。

（７）【議決権の状況】
当第３四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載できないことから、直前の基準日（平成22年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　22,610,000	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　160,648,000	160,648	－
単元未満株式	普通株式　928,153	－	－
発行済株式総数	184,186,153	－	－
総株主の議決権	－	160,648	－

②【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(％)
㈱淀川製鋼所	大阪市中央区南本町四丁目１番１号	19,909,000	－	19,909,000	10.80
㈱佐渡島	大阪市中央区島之内一丁目16番19号	2,295,000	－	2,295,000	1.24
フジデン㈱	大阪市中央区備後町三丁目２番８号	366,000	－	366,000	0.19
東栄ルーフ工業㈱	東京都中央区新富一丁目３番７号	40,000	－	40,000	0.02
計	－	22,610,000	－	22,610,000	12.27

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	443	413	390	379	375	349	348	337	390
最低（円）	407	336	340	343	313	308	295	289	325

（注）　株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第５【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第３四半期連結会計期間（平成21年10月１日から平成21年12月31日まで）及び前第３四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第３四半期連結会計期間（平成22年10月１日から平成22年12月31日まで）及び当第３四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前第３四半期連結会計期間（平成21年10月１日から平成21年12月31日まで）及び前第３四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第３四半期連結会計期間（平成22年10月１日から平成22年12月31日まで）及び当第３四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	当第３四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,538	15,709
受取手形及び売掛金	※2 31,700	33,081
有価証券	13,697	12,002
商品及び製品	13,773	11,464
仕掛品	4,033	3,872
原材料及び貯蔵品	9,626	10,992
その他	3,021	3,570
貸倒引当金	△203	△198
流動資産合計	90,187	90,493
固定資産		
有形固定資産		
土地	18,849	19,005
その他	29,385	32,435
有形固定資産合計	※1 48,234	※1 51,440
無形固定資産	413	448
投資その他の資産		
投資有価証券	31,480	33,979
その他	3,484	3,606
貸倒引当金	△52	△55
投資その他の資産合計	34,912	37,530
固定資産合計	83,560	89,419
資産合計	173,748	179,913
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 14,731	16,341
未払法人税等	749	165
賞与引当金	279	800
その他	※2 5,418	4,758
流動負債合計	21,178	22,065
固定負債		
退職給付引当金	7,284	7,323
役員退職慰労引当金	50	82
負ののれん	83	111
その他	6,131	6,990
固定負債合計	13,549	14,508
負債合計	34,728	36,574

（単位：百万円）

	当第３四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年３月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,220	23,220
資本剰余金	23,744	23,755
利益剰余金	88,776	88,270
自己株式	△9,278	△7,428
株主資本合計	126,463	127,817
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,185	6,018
土地再評価差額金	1,321	1,321
為替換算調整勘定	△4,874	△4,199
評価・換算差額等合計	632	3,140
新株予約権	109	95
少数株主持分	11,813	12,285
純資産合計	139,019	143,339
負債純資産合計	173,748	179,913

（２）【四半期連結損益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日)
売上高	96,897	107,127
売上原価	86,886	93,307
売上総利益	10,010	13,819
販売費及び一般管理費	※ 9,969	※ 10,087
営業利益	41	3,731
営業外収益		
受取利息	173	162
受取配当金	394	403
負ののれん償却額	22	28
持分法による投資利益	64	35
その他	374	332
営業外収益合計	1,028	962
営業外費用		
支払利息	39	37
減価償却費	53	49
その他	157	205
営業外費用合計	249	292
経常利益	820	4,402
特別利益		
固定資産売却益	―	5
貸倒引当金戻入額	10	0
退職給付制度改定益	36	―
保険解約返戻金	―	14
その他	8	0
特別利益合計	54	20
特別損失		
固定資産除売却損	―	107
投資有価証券評価損	8	93
課徴金等	3,765	―
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	―	214
その他	492	24
特別損失合計	4,266	439
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	△3,390	3,983
法人税、住民税及び事業税	137	812
法人税等調整額	490	721
法人税等合計	628	1,534
少数株主損益調整前四半期純利益	―	2,449
少数株主利益又は少数株主損失（△）	△357	298
四半期純利益又は四半期純損失（△）	△3,661	2,150

【第３四半期連結会計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結会計期間 (自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日)	当第３四半期連結会計期間 (自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日)
売上高	34,274	35,180
売上原価	30,011	31,832
売上総利益	4,262	3,347
販売費及び一般管理費	※ 3,274	※ 3,273
営業利益	988	74
営業外収益		
受取利息	62	54
受取配当金	97	135
負ののれん償却額	7	9
持分法による投資利益	34	27
その他	64	65
営業外収益合計	266	291
営業外費用		
支払利息	11	12
投資有価証券売却損	―	37
為替差損	―	53
減価償却費	17	14
寄付金	16	5
その他	23	53
営業外費用合計	69	177
経常利益	1,185	188
特別利益		
固定資産売却益	2	1
貸倒引当金戻入額	2	0
投資有価証券評価損戻入益	―	660
その他	―	14
特別利益合計	5	676
特別損失		
固定資産除売却損	33	46
投資有価証券評価損	―	93
関係会社整理損	43	―
その他	0	0
特別損失合計	78	140
税金等調整前四半期純利益	1,112	724
法人税、住民税及び事業税	81	106
法人税等調整額	256	△47
法人税等合計	338	59
少数株主損益調整前四半期純利益	―	665
少数株主利益又は少数株主損失（△）	219	△102
四半期純利益	554	767

（３）【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	△3,390	3,983
減価償却費	4,294	4,162
負ののれん償却額	△22	△28
持分法による投資損益（△は益）	△64	△35
退職給付引当金の増減額（△は減少）	35	78
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	3	△32
賞与引当金の増減額（△は減少）	△542	△521
貸倒引当金の増減額（△は減少）	6	2
受取利息及び受取配当金	△567	△566
支払利息	39	37
投資有価証券評価損益（△は益）	8	93
有形及び無形固定資産除売却損益（△は益）	96	101
減損損失	16	9
売上債権の増減額（△は増加）	△575	1,244
たな卸資産の増減額（△は増加）	6,275	△1,539
仕入債務の増減額（△は減少）	490	△1,524
未払消費税等の増減額（△は減少）	392	△10
デリバティブ評価損益（△は益）	△76	△58
その他	3,833	412
小計	10,253	5,809
利息及び配当金の受取額	624	623
利息の支払額	△38	△37
課徴金等の支払額	△3,765	―
法人税等の支払額	△1,904	△237
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,169	6,157
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,020	△679
定期預金の払戻による収入	690	720
有価証券の売却による収入	209	500
有形固定資産の取得による支出	△3,536	△1,430
有形固定資産の売却による収入	27	36
無形固定資産の取得による支出	△28	△27
投資有価証券の取得による支出	△288	△819
投資有価証券の売却による収入	143	84
貸付けによる支出	△415	△331
貸付金の回収による収入	344	327
その他	9	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,863	△1,620

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△8	△10
自己株式の売却による収入	1	14
自己株式の取得による支出	△6	△1,872
配当金の支払額	△1,501	△1,655
少数株主への配当金の支払額	△680	△112
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,195	△3,637
現金及び現金同等物に係る換算差額	138	△130
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△750	769
現金及び現金同等物の期首残高	24,556	26,690
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 23,806	※ 27,459

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）
会計処理基準に関する事項の変更	１．「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第１四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年３月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号　平成20年３月10日）を適用しております。これに伴う当第３四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。 ２．資産除去債務に関する会計基準の適用 第１四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。 これにより、当第３四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は10百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は、224百万円減少しております。 ３．企業結合に関する会計基準等の適用 第１四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号　平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）を適用しております。

【表示方法の変更】

当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）
（四半期連結損益計算書） １．「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年３月24日　内閣府令第５号）の適用により、当第３四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 ２．前第３四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第３四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第３四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は７百万円であります。 ３．前第３四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除売却損」は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第３四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第３四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産除売却損」は103百万円であります。

当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）
（四半期連結損益計算書） 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年３月24日　内閣府令第５号）の適用により、当第３四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

当第３四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第３四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

当第３四半期連結会計期間末 （平成22年12月31日）	前連結会計年度末 （平成22年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額は、146,719百万円であります。 ※２　四半期連結会計期間末日満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の処理については、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日の満期手形の金額は次のとおりであります。 受取手形　791百万円 支払手形　313百万円 流動負債（その他）　6百万円 （設備支払手形）	※１　有形固定資産の減価償却累計額は、145,648百万円であります。 ２　――――――――――――――

（四半期連結損益計算書関係）

前第３四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）
※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 賞与引当金繰入額　98百万円 退職給付費用　279百万円 運賃　2,845百万円 給料手当　2,438百万円	※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 賞与引当金繰入額　99百万円 退職給付費用　290百万円 運賃　3,053百万円 給料手当　2,457百万円

前第３四半期連結会計期間 （自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）
※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 賞与引当金繰入額　98百万円 退職給付費用　104百万円 運賃　941百万円 給料手当　815百万円	※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 賞与引当金繰入額　99百万円 退職給付費用　100百万円 運賃　992百万円 給料手当　800百万円

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前第３四半期連結累計期間 （自 平成21年４月１日 至 平成21年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自 平成22年４月１日 至 平成22年12月31日）
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年12月31日現在） （百万円） 現金及び預金勘定 16,709 有価証券勘定のうちの投資信託受益証券 7,702 預入期間が３ヶ月を超える 定期預金 △605 現金及び現金同等物 23,806	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成22年12月31日現在） （百万円） 現金及び預金勘定 14,538 有価証券勘定のうちの投資信託受益証券 12,976 流動資産その他勘定のうちの信託受益権 500 預入期間が３ヶ月を超える 定期預金 △554 現金及び現金同等物 27,459

（株主資本等関係）

当第３四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）
及び当第３四半期連結累計期間（自 平成22年４月１日 至 平成22年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数
普通株式　184,186千株

２．自己株式の種類及び株式数
普通株式　23,920千株

３．新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高　親会社 109百万円

４．配当に関する事項
配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年５月14日取締役会	普通株式	834	5	平成22年３月31日	平成22年６月28日	利益剰余金
平成22年11月５日取締役会	普通株式	821	5	平成22年９月30日	平成22年12月１日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【事業の種類別セグメント情報】

前第３四半期連結会計期間（自 平成21年10月１日 至 平成21年12月31日）

	鋼板関連事業（百万円）	電炉関連事業（百万円）	その他事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	31,112	1,906	1,255	34,274	―	34,274
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	796	796	(796)	―
計	31,112	1,906	2,051	35,070	(796)	34,274
営業利益	799	62	246	1,109	(120)	988

前第３四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年12月31日）

	鋼板関連事業（百万円）	電炉関連事業（百万円）	その他事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	87,262	5,970	3,664	96,897	―	96,897
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	0	―	2,154	2,154	(2,154)	―
計	87,262	5,970	5,818	99,051	(2,154)	96,897
営業利益又は営業損失（△）	△514	248	735	470	(429)	41

（注）１．事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

２．各事業の主な製品

(1) 鋼板関連事業……溶融亜鉛めっき鋼板・塗装溶融亜鉛めっき鋼板・鍍金用原板・磨帯鋼・鋼板関連製品加工・金物建材（ルーフ・プリント・スパン・サイディング等）・エクステリア（物置・蔵・自転車置場・ダストピット等）

(2) 電炉関連事業……製鉄用ロール・製紙用ロール・グレーチング

(3) その他事業 ……機械プラント・ビル賃貸・ゴルフ場・駐車場・倉庫業・運送業等

３．会計処理の方法の変更

前第３四半期連結累計期間

（完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更）

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第１四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用しております。これにより当第３四半期連結累計期間の鋼板関連事業における売上高は46百万円増加し、営業損失は７百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第３四半期連結会計期間（自　平成21年10月１日　至　平成21年12月31日）

	日本 （百万円）	アジア （百万円）	計 （百万円）	消去又は全社 （百万円）	連結 （百万円）
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	24,140	10,133	34,274	―	34,274
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―
計	24,140	10,133	34,274	―	34,274
営業利益	530	580	1,111	(123)	988

前第３四半期連結累計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年12月31日）

	日本 （百万円）	アジア （百万円）	計 （百万円）	消去又は全社 （百万円）	連結 （百万円）
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	68,454	28,442	96,897	―	96,897
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6	―	6	(6)	―
計	68,460	28,442	96,903	(6)	96,897
営業利益又は営業損失（△）	1,462	△991	470	(429)	41

（注）１．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

２．「アジア」に属する主な国又は地域は中華民国（台湾）であります。

３．会計処理の方法の変更

前第３四半期連結累計期間

（完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更）

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第１四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号　平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号　平成19年12月27日）を適用しております。これにより当第３四半期連結累計期間の日本における売上高は46百万円増加し、営業利益は７百万円増加しております。

【海外売上高】

前第３四半期連結会計期間（自 平成21年10月１日 至 平成21年12月31日）

	アジア	その他の地域	計
Ⅰ 海外売上高（百万円）	9,488	3,123	12,611
Ⅱ 連結売上高（百万円）			34,274
Ⅲ 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	27.7	9.1	36.8

（注）１．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
２．各区分に属する主な国又は地域
(1) アジア ……中華民国（台湾）、フィリピン
(2) その他の地域……ウガンダ、アメリカ
３．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第３四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年12月31日）

	アジア	その他の地域	計
Ⅰ 海外売上高（百万円）	23,253	12,040	35,293
Ⅱ 連結売上高（百万円）			96,897
Ⅲ 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	24.0	12.4	36.4

（注）１．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
２．各区分に属する主な国又は地域
(1) アジア ……中華民国（台湾）、フィリピン
(2) その他の地域……アメリカ、ウガンダ
３．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社及び連結子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは当社及び連結子会社に製品・サービス別の事業部門を置き、各部門は、取扱う製品・サービスについて各々戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社グループは、製品・サービス別の事業部門別のセグメントから構成されており、「鋼板関連事業」、「ロール事業」、「グレーチング事業」及び「不動産事業」の４つを報告セグメントとしております。

「鋼板関連事業」は、冷延鋼板、磨帯鋼、溶融亜鉛めっき鋼板、塗装溶融亜鉛めっき鋼板、その他各種鋼板の生産販売、建材商品(ルーフ・プリント・スパン・サイディング等)、エクステリア商品(物置・蔵・自転車置場・ダストピット等)の生産販売、建設工事の設計及び施工、「ロール事業」は、鉄鋼用ロール・非鉄用ロール等の製造販売、「グレーチング事業」はグレーチングの製造販売、「不動産事業」はビル、駐車場等、不動産の賃貸及び売買に関する事業であります。

２．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第３四半期連結累計期間（自平成22年４月１日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）１	合計	調整額（注）２	四半期連結損益計算書計上額（注）３
	鋼板関連事業	ロール事業	グレーチング事業	不動産事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	98,645	3,141	2,337	795	104,918	2,208	107,127	－	107,127
セグメント間の内部売上高又は振替高	0	－	－	369	370	1,914	2,285	△2,285	－
計	98,645	3,141	2,337	1,164	105,289	4,123	109,412	△2,285	107,127
セグメント利益	3,598	239	0	640	4,479	36	4,515	△784	3,731

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、運輸・倉庫業、ゴルフ場、機械プラント等の事業を含んでおります。

２．セグメント利益の調整額には、配賦不能費用△785百万円、セグメント間取引消去１百万円を含んでおります。

３．セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第３四半期連結会計期間（自平成22年10月１日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）１	合計	調整額（注）２	四半期連結損益計算書計上額（注）３
	鋼板関連事業	ロール事業	グレーチング事業	不動産事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	32,017	1,233	891	252	34,395	784	35,180	－	35,180
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	123	123	672	795	△795	－
計	32,017	1,233	891	376	34,518	1,456	35,975	△795	35,180
セグメント利益又は損失（△）	△1	111	△3	204	311	38	350	△275	74

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、運輸・倉庫業、ゴルフ場、機 械プラント等の事業を含んでおります。

２．セグメント利益又は損失の調整額には、配賦不能費用△255百万円、セグメント間取引消去△20百万円を含んでおります。

３．セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（追加情報）

第１四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年３月21日）を適用しております。

（金融商品関係）
当第３四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）
該当事項はありません。

（有価証券関係）
当第３四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
当第３四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）
該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）
当第３四半期連結会計期間（自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
当第３四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）
当第３四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額

当第３四半期連結会計期間末 （平成22年12月31日）		前連結会計年度末 （平成22年３月31日）	
１株当たり純資産額	793.03円	１株当たり純資産額	790.30円

２．１株当たり四半期純利益金額等

前第３四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日）		当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）	
１株当たり四半期純損失金額（△）	△22.10円	１株当たり四半期純利益金額	13.09円
なお、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	13.07円

（注）　１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）
１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失（△）（百万円）	△3,661	2,150
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失（△）（百万円）	△3,661	2,150
期中平均株式数（千株）	165,706	164,268
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額（百万円）	－	－
普通株式増加数（千株）	－	323
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	－	－

前第３四半期連結会計期間 （自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日）		当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）	
１株当たり四半期純利益金額	3.35円	１株当たり四半期純利益金額	4.74円
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	3.34円	潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	4.73円

（注）　１株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第３四半期連結会計期間 （自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）
１株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益（百万円）	554	767
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	554	767
期中平均株式数（千株）	165,711	162,096
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（千株）	290	344
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

（リース取引関係）
当第３四半期連結会計期間（自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日）
該当事項はありません。

２【その他】

平成22年11月５日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

（イ）中間配当による配当金の総額……821百万円
（ロ）１株当たりの金額……５円00銭
（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日……平成22年12月１日

（注）　平成22年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年２月10日

株式会社淀川製鋼所
　取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本 操司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤 嘉章　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社淀川製鋼所の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成21年10月１日から平成21年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社淀川製鋼所及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間の経営成績並びに第３四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲には、ＸＢＲＬデータ自体は、含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年２月10日

株式会社淀川製鋼所
　取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本 操司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤 嘉章　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社淀川製鋼所の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成22年10月１日から平成22年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社淀川製鋼所及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間の経営成績並びに第３四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲には、ＸＢＲＬデータ自体は、含まれておりません。